

平成 22 年 4 月 12 日

各 位

会社名 株式会社 **MORESCO**
代表者名 取締役社長 中野 正徳
(コード番号 5018 東証第二部)
問合せ先 広報室長 田中 真人
TEL 078 303 - 9058

(訂正)「平成 22 年 2 月期 決算短信」の一部訂正について

平成 22 年 4 月 9 日に発表いたしました「平成 22 年 2 月期 決算短信」につきまして、記載内容の一部に訂正すべき事項がございましたので、下記の通り訂正いたします。訂正箇所は下線にて表示しております。

記

1. 本文 3 5 ページ

【訂正前】

4. 会計方針の変更

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4.(イ)に記載のとおり、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第 9 号 平成 18 年 7 月 5 日公表分)を適用しております。この変更に伴い、当連結会計年度の営業利益が、化学品事業で 29,593 千円減少しております。また、賃貸ビル事業の営業利益に与える影響はありません。

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当連結会計年度より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第 18 号 平成 18 年 5 月 17 日)を適用しております。この変更により、化学品事業の営業利益に与える影響額は軽微であります。また、賃貸ビル事業の営業利益に与える影響はありません。

(リース取引に関する会計基準)

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第 13 号(平成 5 年 6 月 17 日(企業会計審議会第一部会)平成 19 年 3 月 30 日改正))および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 16 号(平成 6 年 1 月 18 日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)平成 19 年 3 月 30 日改正))を適用しております。この変更による損益への影響はありません。

5. 追加情報

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4.(ロ)に記載のとおり、当社は、平成 20 年度法人税法改正を機に、資産の利用状況を見直した結果、当連結会計年度より、一部の有形固定資産の耐用年数の見積りの変更を実施しております。この変更により、化学品事業の営業利益に与える影響額は軽微であります。また、賃貸ビル事業の営業利益に与える影響はありません。

【訂正後】

4. 会計方針の変更

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4.(イ) に記載のとおり、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)を適用しております。この変更に伴い、当連結会計年度の営業利益が、日本で29,320千円、アジアで273千円減少しております。また、北米の営業利益に与える影響はありません。

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当連結会計年度より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用しております。なお、この変更がセグメント情報に与える影響は軽微であります。

(リース取引に関する会計基準)

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会) 平成19年3月30日改正))および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会) 平成19年3月30日改正))を適用しております。この変更による損益への影響はありません。

5. 追加情報

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4.(ロ) に記載のとおり、当社は、平成20年度法人税法改正を機に、資産の利用状況を見直した結果、当連結会計年度より、一部の有形固定資産の耐用年数の見積りの変更を実施しております。なお、この変更がセグメント情報に与える影響は軽微であります。

以 上